

アルバイト情報提供に係る「制限職種基準」

	具体例	理由及び参考事項
危険を伴うもの	<p>プレス、ボール盤、旋盤、裁断機など自動機械の操作 ----- 高電圧、高圧ガス等危険物の取り扱い ----- (助手も含む) 自動車、単車の運転、自転車による重量物(30kg以上)の配達 ----- 線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、白線引き、交通整理) 土木・水道工事等の現場作業 建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付作業 } ----- 2階以上の高所での屋外作業(硝子ふき、器具取り付け等) 警備員 -----</p>	<p>-----危険事故が伴う。 -----免許を必要とし、高度の危険性がある -----最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ刑事責任まで負うことになる。 -----落下物・転落等の危険度が大きい(内装工事は除く)。 -----会場整理・誘導・受付は除く。</p>
人体に有害なもの	<p>農薬、劇薬など有害な薬物の扱い(メッキ作業、白蟻駆除など) 特に高温・低温度の作業 塵埃、粉末、有毒ガス、騒音等の著しい中での作業</p>	<p>健康上、人体に有害と考えられる。</p>
法令に違反するもの	<p>労働争議に介入する恐れのあるもの ----- 営利職業あっ旋業者への仲介あっ旋 ----- マルチ・ネズミ講商法に関するもの ----- 出来高払い(一定額の賃金の保証のないもの) -----</p>	<p>-----職業安定法20条参照 -----職業安定法の趣旨(雇用関係の成立のあっ旋)に反する -----無限連鎖講の防止に関する法律参照 -----労働基準法27条参照</p>
教育的に好ましくないもの	<p>街頭でのチラシ配り・ポスター貼り ----- 不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査 訪問販売、勧誘、専門に行う集金 競馬、競輪場等ギャンブル場内の現場作業 バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど 風俗営業の現場作業、男子の長期継続の深夜作業 女子の住込と夜間作業(20時以降) 選挙の応援に関する一切の業務 ----- スパイ行為に類する調査</p>	<p>-----内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。 -----相手側の了承が得られない場合が多く、トラブルの原因になることが多い。 -----大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。</p>
望ましくない求人	<p>人命にかかわることが予想される業務 ----- 労働条件が不明確なもの ----- 人員の限定を条件とするもの ----- 学生を紹介しても採否の連絡がなかったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの</p>	<p>-----水泳指導員、監視員、ベビーシッター等 -----賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの支払い方法等に関することが明示されていないもの -----例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの</p>

【学生アルバイトの就業時間について】

作業内容にかかわらず、教育上好ましくないことから、夜間の労働について午後10時以降の勤務を前提とした求人お申込みはお受けできません。予めご了承下さい。